

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[改訂第3版](ダイヤモンド社、2016年)『民法を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社、2021年)など

## 債権の消滅

### 25年前の約束

友人夫婦が来年、結婚25周年を迎えます。結婚した際、友人は入社したばかりのサラリーマン。世間の相場からすれば不十分な指輪しか用意できなかったそうです。「今はこれで我慢してほしい。銀婚式にはこの10倍の価値ある指輪を贈るよ」。そう約束したのだそうです。それから25年。友人は言います。「約束はしたけれど、指輪は何とか勘弁してもらえないかなあ……」。私は意地悪くこう言ってやりました。「離婚すれば、義務を果たさなくてもすむんじゃない?」。友人は慌てて首を振ります。ようやく、債務履行の覚悟を決めたようです。

### 弁済

債権というのは、債権者が債務者に何かをしてもらうよう求めることができる権利のことです。当たり前ですが「してもらったら」債権は消滅します。

「結婚生活が25年続いたら指輪をあげるね」と贈与契約を結んでいたとします。無事、25年を迎え指輪を贈ったら債権は消滅します。債務者からすればズバリ求められていたことを行ったわけですから当然です。これを「**弁済**」といいます。日常用語では「お金を返すこと」の意味で使われますが、民法では「債務の内容を実現する行為」の意味で使われます。民法473条には次のようにあります。

先月は債権を発生させる原因となる契約についてお話ししました。今月は債権の消滅の話しましょう。

(本文中の括弧内の条文番号は民法)

(弁済)

第473条 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

なお、弁済は、債務者ばかりでなく、第三者も行うことができます(474条)。これを**第三者の弁済**と呼びます。

### 代物弁済・供託

弁済では約束どおりの内容が実現したといえるわけですが、本来の給付がなされたわけではないのに、債権の内容が実現したと評価される場合があります。代物弁済や供託などの場合がそれです。

**代物弁済**は、ほかの給付をすることで債権を消滅させることです。例えば、指輪をあげる代わりに、海外旅行をプレゼントするというような場合です。債権者と債務者は、これまでの給付に代えて、ほかの給付をすることにより債務を消滅させる契約をすることができます(482条)。代物弁済契約が結ばれても、新しい債権が発生するわけではありませんから、債権が消滅する時期は、ほかの給付が行われた時期ということになります。

**供託**というのは、債務の目的物を地方法務局などに預けることです。これは弁済を提供しても債権者が受取りを拒否しているような場合や、債務者に過失があるわけではないのに債権者がどこにいるのか分からなくなっている場合など

に利用されます(494条)。供託をしたとき、債権は消滅します。「債権者が受け取らないかもしれない」と債務者が想像して供託することはできません。原則として、実際に弁済の提供をしてからでないと供託は認められないのです。

### 相殺・更改・免除・混同

債務を履行したわけでもないのに、債権が消滅する場合があります。債権の内容を実現する必要がなくなった場合と整理すればいいでしょうか。相殺、更改、免除、混同といった場合がそれです。聞き慣れないものもあると思いますから、1つずつ説明していきましょう。

まず、**相殺**(505条～512条の2)です。例えば、AさんがBさんから20万円借りていました。しかし、以前、AさんはBさんに10万円貸していました。この場合に、Aさんが貸していた10万円を使って、Bさんからの借金(Aさんへの債権)をその分、消滅させることができます。結果として、AさんはBさんに10万円返せばいいということになります。

**更改**(513条～518条)というのは、これまでの債務に代えて、新たな債務を発生させる契約を結び、これまでの債務を消滅させることです。代物弁済との違いが分かりにくいですが、代物弁済がもともとの債務が履行されたと評価されるのに対して、更改では、もともとの債務(債権)は消滅し、新たな債務(債権)が契約で生じることになります。なお、債務者や債権者を第三者に交替させることも更改といいます。

**免除**(519条)は「債務を履行しなくていいよ」と債権者がする無償で債権を消滅させる一方的な意思表示のことをいいます。

最後の**混同**(520条)ですが、こんなケースを思い浮かべてください。親が子に10万円を貸してたとします。ところが、親が亡くなって、唯一の相続人である子が単独でその財産を相続し

たとします。子が債権者である親の地位も相続することになりますが、この場合、債権は消滅します。「債権及び債務が同一人に<sup>およ</sup>帰属したときは、その債権は、消滅する」と民法520条にあります。このように債権者の地位と債務者の地位が同じ人に帰属することになることを混同といいます。

なお、債権が消滅する場合には、債務者の責任ではない履行不能(債務の履行ができなくなる場合)もあります。例えば、家を引き渡す義務があったのに、近隣の火事に巻き込まれその家が燃えてしまったような場合です。この場合も、債権が消滅する場合のひとつに数えられています。

考えてみると、債権も権利の1つですから、権利が一般的に消滅する場合には、やはり債権も消滅します。時効による消滅や、債権を生み出した契約が取り消されたときなどです。

表 債権が消滅する場合のまとめ

内容が実現した場合	弁済
内容が実現したと評価される場合	代物弁済・供託など
内容の実現が不能の場合	債務者の責任ではない履行不能
内容の実現が不必要な場合	相殺、更改、免除、混同
権利一般の原則	消滅時効、契約などの取消し

### 老婆心

友人に相談を受けた際には、言いそびれてしまいましたが、民法754条には次のような規定があります。夫婦間の契約はいつでも取り消すことができるのです。

(夫婦間の契約の取消権)

第754条 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

でも、伝えるのはやめておきましょう。友人夫婦には次の25年も仲良く暮らしてもらいたいですから……。